

重要文化財「明治生命館」の保存・再生 (明治安田生命ビル街区の再開発)

正会員 秋 元 俊 一 君
正会員 鱒 坂 徹 君
正会員 萩 尾 昌 則 君
正会員 菅 順 二 君
正会員 加 部 佳 治 君
正会員 中 嶋 徹 君

昭和 9 年竣工の明治生命館が平成 17 年に保存再生され、皇居前の堀に過ぎし日の面影と変わらぬ姿を映している。良質な都市景観を維持していく上で貴重な歴史的建物が保存され、日本の設計者と日本の施工会社による西洋様式建築の到達点といわれている技術遺産が継承された。

明治生命館の保存再生と資産の有効活用の両立を目指す再開発事業は平成 2 年から検討されてきた。平成 9 年には明治生命館が昭和期建築として初めて国の重要文化財指定を受けた。一方で平成 11 年に東京都が重要文化財特別型特定街区制度を創設し、平成 12 年には明治生命館を含む街区でその適用を受ける。これにより重要文化財である明治生命館を使い続ける街区再開発を事業化することが可能になった。明治生命館の全館保存と一体となって複合用途の明治安田生命ビルを建設し、容積率 1500%の街区再開発を実現した。この両建物の間にはアトリウムとパサージュという公開空地を設け、地域の賑わいを誘うイベント空間にしている。そして明治生命館の周囲を開放したことで歴史様式的建築の利用価値を高めている。

この事業において特筆すべき点は以下の通りである。

まずは保存基準を建物部位別に専門家の意見を入れながら策定したことである。現状を維持すべき部分、可能な限り保存すべき部分、保存でなく活用する部分の 3 段階に区分している。現状を維持すべき部分は、皇居側の正面外観や 2 層吹抜けの店頭営業室などであり、そこには修復と化粧直しが施されている。活用する部分は事務室用途など様々で、全面改修により最新の機能を備える空間に再生されている。この保存基準の考え方は、今後の歴史的建物を保存して多様な用途で使い続ける事業にとって参考になる解法である。

二つ目は外装に加えて内装や家具も保存再生したことである。例えば 2 階の応接室や役員会議室を創建時の意匠に修復・復元し、その家具も同様に行った。さらには創建当時の姿に復元するために、限られた資料や図面からの安易な推測に止まらないで、真摯に地道な努力を重ねている。鈴木博之や小泉和子の専門家の監修に負うところも大きい。

三つ目は歴史的意匠をできるだけ損なわないで使い続ける技法を究めたことである。ア

トリウムとパサージュを明治生命館の増築と位置付けて建築基準法第 3 条の特例適用も受けるなど、重要文化財の意匠に影響する法的課題も解決している。また一方で事務室の改修設計に見られるように、活用再生する部分にも創建時の意匠性の継承と最新の機能性の確保の両立を図っている。

四つ目は事業者（明治安田生命保険、以下共通）が保管していた創建当時の図面、記録類、映像資料などをデジタルアーカイブとして整備し保管していることである。それらを 2 階に設置した資料展示室にて、1 階と 2 階の保存修復空間と一緒に一般公開している。そして何よりも重要なことは、事業者が明治生命館を保存継承して大切に使い続けるという確固たる意思を持っていることだ。建築文化への事業者の見識に敬意を表する。

以上、都市の中で重要文化財を使い続ける事業計画、保存再生の設計・施工技術、事業者と専門家を含む協働体制、アーカイブや建物公開のメセナ事業などの観点から、明治生命館の保存再生事業を高く評価する。

よって、ここに日本建築学会賞を贈るものである。